

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

ちむぐくるで笑顔あふれる
福祉のまち南風原

●南風原町では...

全国的に自治会の加入率が低下し、地域のつながりが希薄していると言われていた中、南風原町の自治会加入率は44.8% (H29)で、5年前の53.2%より減少しています。この背景には区画整備によるアパート世帯(若い世代)の急増があり、日頃仕事や子育てで忙しい子育て世代を中心とした自治会活動・地域活動への不参加傾向が大きく影響しています。

●地域の「つながり」への意識は...

住民へのアンケート調査を見ると、地域活動への参加率が3割程度にとどまっている反面、地域の支え合いに期待することとして「災害時の助け合い」や「地域の見回りなど防犯」を挙げる声が半数程度あり、地域での「つながり」を必要と感じている人が少なくないことがわかります。

●地域の「支え合い」に安心し、笑顔に...

地域住民の支え合いによる防災・防犯対策や地域の見守り活動・声かけなどは、行政による支援では手の届かない小地域の困りごとにとって不可欠です。こういった住民のつながりが、地域生活に安心感を与え、支えられる人が笑顔になるのはもちろんのこと、支える側の笑顔にもつながります。

●そして、次代への「つながり」...

地域に暮らす住民同士が、他人の困りごとを「我が事」と思い、ちむぐくるの心を大切にすることが増えていくことで、南風原町内に「ちむぐくる」の精神が当たり前のこととして浸透し、支え合いの輪が、若い世代や子育てで忙しい世代を含めたすべての世代、さらに、次代を担う子どもたちにもつながり、笑顔あふれる福祉のまちとなることを目指します。

■「ちむぐくる」とは

沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

2 基本目標

・計画では、以下の3つの目標を掲げ、地域福祉の向上を目指します。

基本目標1：共に支え合えるまちづくり

小地域における住民支え合いが広がっていくように、一人ひとりの福祉意識を高めるほか、地域福祉の取り組みを支えていく体制づくりが必要となります。

字・自治会を中心とした地域福祉への住民参加の仕組みづくりを進めるとともに、福祉意識の高揚、ボランティア活動の推進、関係団体の活動を支援するなど住民による地域福祉活動の一層の推進に取り組み、共に生きるまち、「共生社会の実現」を目指します。

基本目標2：自分らしく自立して暮らせるまちづくり

尊厳を保ち、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることは、誰もが望むものです。そのためには必要な人に必要な支援が届くことが重要となります。

支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、自らサービスを選択できるよう保健・福祉・医療等に関する情報提供の充実を図ります。また、利用者本位のサービス利用となるよう、サービスの量的整備や質の向上などの取り組みを進めるほか、生活困窮世帯等への支援、子どもの孤立対策、権利擁護等の充実に取り組みます。

さらに、包括的支援の視点に立ち、支援が縦割りのサービス提供にとどまらず、横断的につながり、多面的に対応できる体制構築を目指します。

基本目標3：安全・安心な人にやさしいまちづくり

地域で安心していつまでも暮らし続けていくには、地域の生活環境を整えていく必要があります。住民アンケートでは地域防災や地域防犯が地域の安心した生活のために必要という声も多くあります。こういった面での地域のつながりや組織の強化、支援体制の構築を図ります。

また、現代の車社会において、高齢者や障がい者、学生など移動・交通手段で支援を必要とする人への対策も推進します。

3 施策項目の再編等について

○第二次計画では、第一次計画で掲げた施策項目を見直し、削除、統合、追加などにより再編を行っています。特に以下の点について考慮し、再編しています。

(1) 第1次計画に掲げられていた施策項目の削除について

○第1次計画に掲げる施策項目の中には、総合計画や各種個別計画に掲げられているものも含まれています。これらは、地域福祉に関連する施策ではありますが、個別具体的に示されている別計画があるため、その施策項目は第2次計画より削除し、個別計画で対応することとしました。

○国の策定ガイドラインにも以下のように示されています。

※市町村がすでに策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、ほかの計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

○また、バリアフリー等、法制度で実施が義務付けられているもの、交通安全運動のように毎年全国運動として取り組まれているものについても今回の計画から削除しています。

削除(再編)した項目一覧

前回の項目名	備考
基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進 (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)地域福祉活動の推進 (2)地域福祉の組織体制強化 (3)地域のつながりの向上、強化 の3項目に再編
基本目標1 共に支え合えるまちづくり (3)福祉意識の高揚 ③男女共同参画の推進 ④人権教育・啓発の推進	男女共同参画や人権教育については、個別計画に具体的に示されているため削除
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (6)生きがいづくり推進	基本目標1 (3)①ウ)に統合(居場所づくりの推進)
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (7)健康づくり推進	福祉サービスの項目と合わせ、保健福祉サービスとして統合した施策 特定健診等は個別計画に具体的に示されているため削除
基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり (1)快適で利用しやすい施設、住環境の整備推進	バリアフリーの関係は、法制度で義務化されているため、施策から削除
基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり (2)交通安全対策の推進	毎年、全国市町村で共通して取り組まれている対策のため、施策から削除

(2) 新しい項目の追加

○第一次計画策定以降に国から示された通知や策定ガイドラインに基づきながら、新しい考え方を盛り込んでいます。

新しい項目一覧（主なもの）

項目名		
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり	(1) 相談支援の充実	② 包括的な相談支援体制の構築
	(3) 保健福祉サービスの向上	③ 包括的なサービス提供の体制構築
	(4) 生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進	④ 子どもの貧困・孤立対策の推進
		⑤ 自殺予防対策の推進
	(5) 権利擁護の充実	③ 「地域共生社会」についての啓発、広報の推進
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり	(3) 移動・交通環境の充実	① 移動支援の推進 ② 地域共助による移動手段の確保

(3) 計画の点検・評価しやすさの重視

○第一次計画の各施策は、一項目の中に複数の事業・施策が盛り込まれていたり、推進内容が大枠で示されているためにどの事業で評価すべきかがわかりにくい項目が見られました。

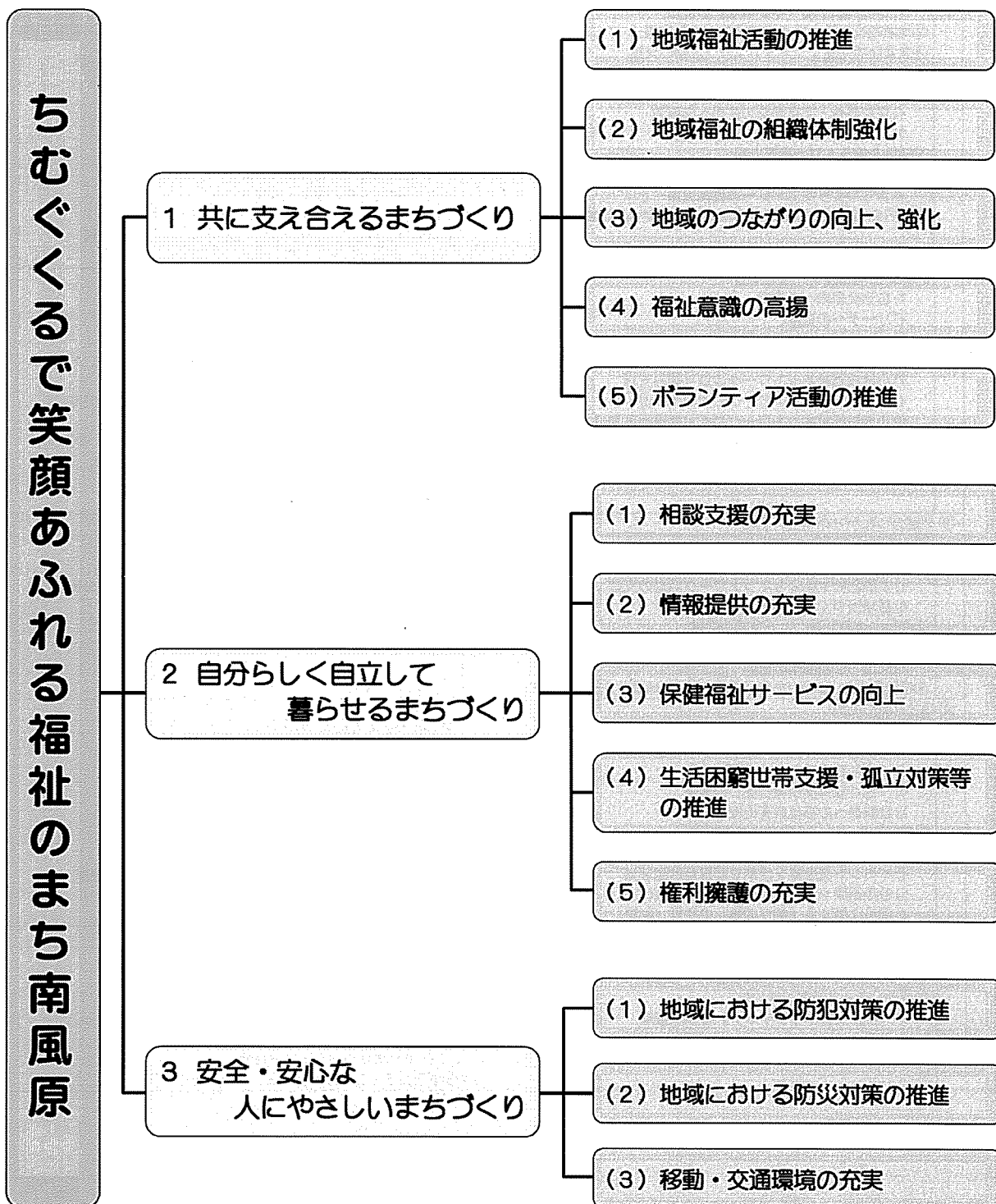
○第二次計画では、内容が第一次計画を継承しているものも、項目立てを再編し、具体的に事業等につながるように配慮しました。

4 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



【施策体系の詳細】

基本目標 1 共に支え合えるまちづくり		＜町の取り組み＞	＜社協の取り組み＞
(1) 地域福祉活動の推進		①地域福祉活動への参加促進 ｱ) 自治会情報や地域福祉活動の情報提供 ｲ) 福祉に関する「学びの場」の提供 ②地域福祉活動を担う各種団体の活動支援 ③友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援 ④民生委員・児童委員の活動支援 ｱ) 民生委員・児童委員の活動支援 ｲ) 民生委員・児童委員の住民への周知 ｳ) 民生委員・児童委員の定数確保 ⑤活動を担う人材の確保支援 ｱ) 福祉協力員の確保支援 ｲ) まちづくりサポーターの確保支援 ⑥町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進	①地域福祉活動の活性化 ｱ) 地域福祉活動の広報による情報提供 ｲ) まちづくりサポーターの確保・活動支援 ｳ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の推進 ②地域づくりに関する情報共有の場づくり ③福祉団体の支援 ｱ) 福祉団体の活動支援 ｲ) 福祉団体の加入促進 ④民生委員・児童委員の活動支援 ｱ) 民生委員・児童委員の活動支援 ｲ) 民生委員・児童委員の確保 ｳ) 福祉協力員の確保・育成 ⑤町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ ⑥町内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援
(2) 地域福祉の組織体制強化		①自治会組織体制の強化支援 ｱ) 自治会組織への支援 ｲ) リーダーの育成 ｳ) 「地域づくり推進委員会」への支援・協力 ②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援 ｱ) 小地域福祉ネットワークの取り組み支援 ｲ) 小地域福祉ネットワークの組織化促進 ｳ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 ③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援 ④地域課題を解決する仕組みの充実強化	①支え合い・助け合う地域づくり ｱ) 「地域づくり推進委員会」の設置推進 ｲ) 福祉協力員の確保・育成 ②小地域福祉ネットワークの組織化及び強化 ｱ) 小地域福祉ネットワーク活動への支援 ｲ) 小地域福祉ネットワークの組織化推進 ｳ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 ③コミュニティソーシャルワーカーの機能強化 ｱ) コミュニティソーシャルワーカーの継続的配置・資質向上 ｲ) 個別支援、地域支援の実施による地域支援の強化 ｳ) 生活支援コーディネーターとの連携 ④地域課題を解決する仕組みの充実強化
(3) 地域のつながりの向上、強化		①交流やつながりの機会づくり推進 ｱ) 交流機会の提供 ｲ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援（再掲） ｳ) 居場所づくりの推進 ②住民主体の活動による交流の促進 ｱ) 住民主体の活動の支援 ｲ) 交流・活動場所の確保 ③住民同士の“絆（つながり）”づくり（地域共生社会の実現）	①地域活動の活性化支援 ②居場所づくりの推進 ③住民同士の“絆（つながり）”づくり（地域共生社会の実現）
(4) 福祉意識の高揚		①児童生徒への福祉教育の推進 ｱ) 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 ｲ) 「福祉教育連絡会」の開催 ｳ) 「福祉教育実践報告会」の開催 ｴ) 教職員への福祉教育の機会確保 ②地域住民への福祉意識啓発の充実 ｱ) 福祉意識の啓発広報活動 ｲ) イベント機会等を活用した福祉意識啓発 ｳ) 各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 ｴ) 福祉に関する「学びの場」の提供（再掲）	①児童生徒への福祉教育の推進 ｱ) 福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進 ｲ) 「福祉教育連絡会」の開催 ｳ) 福祉教育実践報告の充実 ｴ) 福祉教育研究会の開催 ②住民の福祉意識の高揚 ｱ) 福祉意識の啓発広報活動 ｲ) 地域共生社会についてあり方を検討する機会の確保
(5) ボランティア活動の推進		①ボランティアへの参加促進 ②ボランティアセンターの機能充実・支援 ③ボランティア活動の活性化 ｱ) 「学校支援ボランティア」の参加推進	①ボランティア活動の情報発信 ②ボランティア同士の交流、仲間づくりの推進 ③ボランティアセンターの機能強化 ④ボランティアの養成、人材の確保 ｱ) ボランティア養成講座の開催 ｲ) 10代のボランティア研修会 ⑤ボランティア団体と、企業、NPOとの連携

<町の取り組み>		<社協の取り組み>	
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり			
(1) 相談支援の充実			
①相談支援の充実 ア) 窓口対応力の充実 イ) 相談担当者の資質向上 ウ) 電話やメール等による相談の実施 エ) 訪問相談の実施 ②包括的な相談支援体制の構築 ア) 包括的な相談の場(窓口)の推進 イ) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 ウ) 多機関の協働による包括的な相談体制 ③相談窓口の周知と利用促進		①福祉総合相談事業の推進 ア) 福祉総合相談室の充実 イ) 福祉総合相談室の周知広報 ②地域課題の把握とアウトリーチによる相談支援の充実・強化 ア) 地域活動における相談支援の充実・強化 イ) コミュニティソーシャルワーカーの活動における相談支援の充実・強化 ウ) 民生委員・児童委員と連携した地域相談支援の充実 ③包括的な相談支援体制づくりに向けた関係機関の連携強化 ④住民相互支援体制の充実	
(2) 情報提供の充実			
①情報提供の充実 ア) 既存の情報提供の充実 イ) 新たな情報提供手段の検討 ②関係機関・団体や地域への情報発信 ア) 関係機関・団体等への行政情報の発信 イ) 出前講座の実施 ③相談窓口間の連携 ④情報のバリアフリー化の推進 ア) ホームページの利用しやすさの向上 イ) 声の広報の充実 ⑤広報紙配布率の向上		①情報提供の充実	
(3) 保健福祉サービスの向上			
①各種保健福祉サービスの充実 ②インフォーマルサービスへの支援・連携 ③包括的なサービス提供の体制構築 ア) 介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の深化・推進 イ) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 ウ) 子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築 ④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進 ⑤サービスの質の向上 ア) サービス従事者の資質向上 イ) 苦情解決体制の充実 ウ) サービスの評価の充実		①包括的な高齢者福祉サービスの提供 ア) 高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実 イ) 包括的なサービス提供の推進 ②福祉サービスの質の向上 ア) 利用者満足度の把握 イ) 研修等による資質向上 ウ) 苦情解決体制の充実 ③介護保険事業及び障害福祉サービスの充実 ④インフォーマルサービスへの支援	
(4) 生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進			
①生活保護制度の適正実施 ②低所得者への支援の推進 ③生活困窮世帯への自立支援の推進 ④子どもの孤立(貧困)対策の推進 ア) 「子ども元気ROOM」の充実 イ) 児童館を活用した居場所づくり ウ) 「家庭訪問型子育て支援事業」の実施検討 エ) 就学支援認定者への学習支援の推進 ⑤自殺予防対策の推進		①低所得世帯に対する支援 ②生活困窮者の自立支援の推進 ③子ども等貧困対策支援事業の推進	
(5) 権利擁護の充実			
①権利擁護のための制度等の利用支援 ア) 成年後見制度の周知・広報、利用促進 イ) 成年後見制度利用支援事業 ウ) 日常生活自立支援事業、金銭管理支援事業等の周知広報 ②権利擁護に係る体制・ネットワークづくり推進 ③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進 ④虐待等防止対策の推進 ア) 虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報 イ) 南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実 ウ) 「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化		①金銭管理等日常生活の支援 ②日常生活自立支援事業の実施 ③法人成年後見の実施検討 ④「地域共生社会」についての啓発、広報の推進	

	＜町の取り組み＞	＜社協の取り組み＞
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり		
(1) 地域における防犯対策の推進		
	①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発 ②防犯パトロール等の充実 ③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策 ④防犯灯の整備推進 ⑤通報システムの普及推進	①子どもを守るネットワークづくり ②消費者被害への対応の充実
(2) 地域における防災対策の推進		
	①防災意識の普及啓発 ②自主防災組織の結成や強化の推進 ③避難行動要支援者の支援体制の構築 ④緊急情報伝達手段の充実 ⑤福祉避難所の確保	①災害ボランティアセンター機能の充実 ②実践的な防災訓練の実施 ③災害時対応マニュアルの充実 ④日頃からの見守りネットワーク体制づくりの推進 ⑤避難行動要支援者の把握と個別計画作成の支援
(3) 移動・交通環境の充実		
	①移動支援の推進 ②地域共助による移動手段の確保	①高齢者外出支援サービス事業の充実 ②地域共助による移動手段の確保

5 福祉圏域の設定

●福祉圏域とは...

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域における範囲のことです。

保健福祉サービスの提供や情報発信、スポーツ大会や文化祭などは、町民全体を対象とした大きな範囲での取り組みですが、見守り・安否確認や日常生活におけるちょっとした手助けなどは、身近な範囲での気づきや支え合いで行われます。

●第一次計画では...

第一次計画では、この福祉圏域について①「第1層 地域福祉推進圏域（町全域）」、②「第2層 学校区福祉圏域（中学校区）」、③「第3層 小地域福祉圏域（字・自治会）」と3区分に設定していました。第1層の町全体を対象とした施策を行政や社協が中心となって進めてきたほか、第3層の字・自治会の組織等を中心とした小地域福祉ネットワークの自主的な運営を支援し、地域福祉の向上を図ってきました。

また、第3層については、コミュニティソーシャルワーカーを介しながら、第1層に当たる関係機関との連携・つなぎによる個別支援や地域課題の解決等も行われ、第1層と第3層の直接的な小地域支援体制も構築されてきています。

●第二次計画での福祉圏域は...

第二次計画においては、第1層と第3層の強化を図るとともに、第2層に「地域福祉プラットフォーム」という新しいかたちを導入し、緩やかな連携の中で住民の「気づき」と「つながり」の機会づくりを行いながら地域福祉の推進を図ります。

(1) 第1層 町全域

行政や町社協、その他関係機関と連携しながら、法制度に基づいた保健福祉サービスの提供や各種支援について、町全域を対象とした取り組みを行う範囲です。

各種行事やサービス提供、支援対策のほか、町全体の地域課題を町全体の視点で解決するための取り組みを行います。

今後は、住民のつながりの機会づくりを積極的に行い、関係機関と連携しながら各種イベントやスポーツ大会、交流の場、生涯学習の場（学びの場）づくりなどを推進します。

(2) 第2層 地域を超えたつながりの場「地域福祉プラットフォーム」（仮称 ゆんたくカフェ）

第一次計画では、第2層に中学校区を単位とする圏域を設けていましたが、実際には第2層は設けられず、第3層の字・自治会や小地域福祉ネットワークの活動に、コミュニティソーシャルワーカーや関係機関等が直接関与しながら活動支援等を行う体制で進められてきました。

第1層と第3層の関わりが緊密である背景には、本町の面積が小さく、字・自治会が19か所と少ないほか、コミュニティソーシャルワーカーによる支援体制が充実していることなどがあげられます。

今回の策定では、自治会の加入率や地域活動への住民参加が伸び悩む中、「組織にとらわれない緩やかな連携の場・つながりの場」も必要ではないかと考えました。そして、地域という枠に

とられずに住民が集まり、「気になること」や「やってみたいこと」などについて懇談しながら、つながりの輪を広げ、課題解決を実現していく場を「地域福祉プラットフォーム」として第2層に設けることとしました。

地域福祉プラットフォームは、行政と社協が支援するほか、ボランティアセンターとボランティアプラットフォームが一緒に関わりながら、運営していきます。

※プラットフォームとは：列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近は「土台・基盤」という意味合いで使用されるようになってきた。様々な人やグループ、企業、団体、機関が、組織や地域等の枠を超えて、参加したいときや必要なとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型という。

(3) 第3層 身近な小地域（字・自治会）

字・自治会の組織を中心とした地域活動や、見守り・支え合いなどを行える身近な地域を単位とした範囲です。

各字・自治会では、年中行事や世代間交流に趣向を凝らし、住民同士のつながりの機会づくりをしています。また、ほとんどの字・自治会では「小地域福祉ネットワーク」が組織化され、高齢者サロンや子育てサロンといった交流活動が主に行われています。

さらに、各小学校区に配置されているコミュニティソーシャルワーカーが関わりながら、支援が必要な方への助言やサービス・制度及び関係機関等へのつなぎを行う「個別支援」を行っています。

字・自治会の活動は、現在は行事や交流活動が中心となっていますが、今後は、小地域の中での困りごと（地域課題）の把握やその解決策を話し合い（「地域づくり推進委員会」の設置）、小地域福祉ネットワークを中心とした見守り活動や生活支援等にも取り組みんでいけるように、活動の仕組みづくりと住民参加の促進、字・自治会の組織体制の強化などの支援を行います。

6 重視する点（取り組みや考え方）

（１）地域福祉プラットフォームを組み込んだ南風原型地域福祉のかたちづくり

- ・第１層～第３層までの各段階における地域福祉の体制づくりを推進する
- ・第２層における「地域福祉プラットフォーム」による、緩やかな連携の場を確保する
- ・「地域福祉プラットフォーム」への参加のきっかけづくりとして、「学びの場」を設け、福祉に関する「知識」、「気づき」、「意識向上」、「つながり」が深められるように図る。
- ・第３層の市・自治会の組織強化と小地域において自ら課題解決について考える場の確保と課題解決の実践を支援する

（２）「見える福祉」の推進

- ・各字公民館における各種活動や行事を通して、地域住民に福祉が見えるように取り組みの展開を図る。
- ・地域福祉及び各種保健福祉情報を常に発信し、「福祉」についての情報提供を強化する。
- ・地域の福祉活動の実践や関わっている人の声など情報発信し、住民参加による福祉活動をＰＲする。
- ・町広報誌、社協だよりをフル活用するとともに、新しい情報発信方法を検討し、福祉情報はもっと身近に感じられる手法を展開する。
- ・福祉に関する「学びの場」を提供し、地域福祉に関する内容のほか、サービスや法制度、町の現状について周知・広報するとともに、住民の福祉に関する知識の向上を図る。
- ・各種まつりや大会、イベントにおける情報発信や相談機会確保のほか、日頃から住民が集まるスポットへの出張等による福祉情報発信や相談の場の確保を図る。

（３）主要分野における包括的支援体制の構築

- ・高齢者福祉分野の介護保険で掲げられている「地域包括ケアシステム」を推進し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現を図る。（「南風原町高齢者保健福祉計画」において実践される取り組み）
- ・障がい者福祉分野で掲げられている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を推進し、精神障がい者も含めた障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、「相談」「障害福祉」「医療」「生活支援」「住まい」「社会参加（就労）」「地域助け合い」を包括的に提供できる体制の構築を図る。（「南風原町障がい福祉計画」において実践される取り組み）
- ・児童福祉分野においては、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を包括的に提供するとともに、児童虐待の早期発見や防止対策の強化を図る体制の構築（「子ども家庭総合支援拠点」及び「母子健康包括支援センター」等）を図る。（この包括支援体制は個別計画に示されていないため、本計画で掲げ、平成31年度策定の第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画で具体化するものとする）

